

平成26年11月26日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市中心市街地活性化協議会
会 長 上 田 惠 三

長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書の提出について

中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項に基づき、別紙のとおり、
長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書を提出します。

意見書

長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）について

平成26年11月26日

長崎市中心市街地活性化協議会

長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）に対する意見書

平成26年11月26日

長崎市長 田上 富久 様

長崎市中心市街地活性化協議会
会 長 上 田 恵 三

長崎市の中心市街地は、行政・業務機能・商業地が集積し、特異かつ多彩な歴史に培われた文化と関連資源等を背景に、市域を越えた影響力を持つ県都の中核として長崎経済を牽引する役割を果たしています。

しかしながら、モータリゼーションの進展等を背景とした市街地の拡大や郊外型大型商業施設の立地、消費者の購買行動の多様化などの影響により、中心市街地の求心力には陰りが見えています。

加えて、今後、少子高齢化や人口減少が急速に進展することが確実視される中、多様な都市機能を中心市街地に再集積させることが喫緊の課題であると考えます。

かかる状況下、旧法での立案以来、待望の長崎市中心市街地活性化基本計画（素案）（以下、「基本計画（素案）」という。）が策定され、この基本計画（素案）について協議すること等を目的として、平成26年8月28日に長崎市中心市街地活性化協議会（以下、「本協議会」という。）を設立いたしました。

本協議会においては、中心市街地活性化の実現が、本市の持続的な発展を牽引していくために極めて重要な課題であり、将来に向けた魅力あるまちづくりの礎であるとの認識のもと、基本計画（素案）について協議を行ってきました。

本協議会として、基本計画（素案）の内容については概ね妥当であると判断いたしますが、これまでの協議検討の結果を踏まえ、次のとおり意見をとりまとめましたので、意見書として提出いたします。

記

1. 基本的な方針や、中心市街地活性化の目標、位置及び区域の設定などについては、中心市街地の地理的・歴史的背景、中心市街地が有する既存資源の現状分析、各種統計データなどの裏付けのもと、市民意識調査や意見交換会等による市民意見が反映されたものとなっており、適切であると判断いたします。これらの事項については、今後とも、中心市街地活性化に向け、適切な目標値と評価方法の設定によりさらに効果的なものとなるよう適宜検討をお願いいたします。

2. 長崎市においては、九州新幹線西九州ルートの開業や松が枝国際観光船埠頭の整備がすすみ、交流人口の拡大が図られようとしています。基本計画（素案）に盛り込まれた各事業は、これらの効果を更に高めようとするものであり、組織体制の在り方についても妥当なものであると判断いたしますが、中心市街地の活性化を推進するにあたっては、民間の取り組みが特に重要でありますので、これらの取り組みに対する支援措置等の充実化を要望します。また、中心市街地においては良好な環境を有する歩行者動線の確保や拠点間の公共交通ネットワークの強化が、活性化を図る上で重要な要素と考えます。これら、中心市街地活性化に資する事業や目標達成に貢献できる事業については、適宜基本計画に追加していくなど柔軟な対応を要望いたします。

3. 現在長崎市では、二つの世界遺産候補について登録に向けた準備が進められるなど、今後、国内外からの観光客、特に海外からの観光客の増加が期待されます。こうした動きと連携し、誘客施設の整備や商業機能の強化に向けた取り組みをはじめ、公共トイレの利便性や利用者マナーの向上のための取り組み、イベントの開催やこれらを実施する組織づくり等を、地域はもちろんのこと、行政、関係機関・各種団体等が一体となって推進していくことが重要と考えます。

4. 事業計画の進捗状況、成果等については、適宜本協議会へ報告を行うとともに、それぞれの目標を達成するためにP D C Aサイクル等により事業内容の見直しなど今後とも継続して協議をお願いいたします。

本協議会は、今後も必要に応じて協議、情報提供などの活動を行い、行政、関係機関・各種団体等との連携を密に、中心市街地活性化の目標実現に向けて努めて参ります。